

## 議案第 21 号

所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別  
記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

### 提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の  
一部改正等に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



## 所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「その他市規則で定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加え、「として当該子を養育」を「として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」に、「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第13条第2項を次のように改める。

2 病気休暇の期間は、市規則で定める日を除き、連続して90日（精神疾患の場合は180日。市規則の規定に基づき90日（精神疾患の場合は180日）となる場合を含む。）を超えることはできない。ただし、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合における休暇の期間にあつてはその療養に必要な期間、その他市規則で定める場合における休暇の期間にあつては市規則で定める期間とする。

第14条第2項第15号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市規則で定めるものへの参加をする」に改める。

第17条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限の開始の日とする改正後の所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、

施行日前においても、市規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。